

剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項（令和4年5月18日）新旧対照表

改正後	現行
令和4年5月18日	令和4年5月18日
一部改訂 令和4年10月28日	一部改訂 令和4年10月28日
一部改訂 令和6年3月15日	一部改訂 令和6年3月15日
一部改訂 令和6年4月30日	一部改訂 令和6年4月30日
一部改訂 令和7年12月26日	
剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において 注意していただきたい事項	剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において 注意していただきたい事項
1 (略)	1 (略)
2 労働者の健康障害防止措置	2 労働者の健康障害防止措置
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>blast法</u> を用いる場合のばく露防止措置 (略)	(2) <u>blast工法（サンドblast等）</u> を用いる場合のばく露 防止措置 (略)
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
3 (略)	3 (略)